

この料金表は令和元年(2019年)10月1日より適用されます。

附属設備等利用料

(単位:円)

区分	種類及び品名	単位	1区分の利用料
ホ 舞 台 設 備	オーケストラピット	大ホール 1式	4,300
	音響反射板	大ホール 1式	7,200
	演台3点セット(演台×1、花台×2)	1式	400
	演台	1台	300
	花台	1台	140
	司会者台	1台	240
	落語用見台(ひざ隠しつき)	1式	290
	落語用鳴り物セット	1式	720
	指揮者台(譜面台つき)	1式	480
	譜面台	1台	50
	譜面灯	1個	60
	所作台	1式 4,800	
		1台	290
	平台	1台	120
	開き足	1台	70
	箱足	1個	50
	地がすり(黒、グレー)	大ホール 1枚	各 2,200
	パレエマット	1式	4,200
	毛せん(緋、紺)	1枚	各 240
	山台用ふとん	1枚	140
	高座用ふとん	1枚	140
	畳	1畳	140
	上敷	1枚	240
	仮設鳥屋囲	大ホール 1式	720
	松羽目	大ホール 1式	2,200
	竹羽目	大ホール 1式	2,200
	屏風(金、銀、鳥の子)	1双	各 2,400
	定式幕	大ホール 1枚	1,800
	紗幕(白、黒)	大ホール 1枚	各 2,200
	ジョーゼット幕	大ホール 1列	2,200
	プログラム・スタンド	1台	140
	大太鼓	1式	720
	雪籠(雪は除く)	1式	720
	表彰盆	1個	140

ホ 響 台 設 備	ステージスピーカーA	大ホール 1対	2,200	
		小ホール 1対	2,200	
	ステージスピーカーB	大ホール 1台	1,200	
		小ホール 1台	720	
	ハネ返りスピーカー	1台	600	
	マイク	ダイナミック型	1本	430
		コンデンサ型	1本	430
		ワイヤレスハンド型	1本	430
		ワイヤレスピン型	1本	430
		ショットガン型	1本	430
		フロント型	1本	430
	3点吊りマイク装置(マイク別)	1式	720	
	エフェクタ装置	1台	720	
	レコードプレーヤー	1台	1,200	
	オープンテープレコーダー	卓 型 1台	1,400	
		移 動 型 1台	1,200	
	カセットテープレコーダー	1台	720	
	CDプレーヤー	1台	720	
	DATレコーダー	1台	720	
	MDレコーダー	1台	720	
	移動型調整卓	1台	2,900	
	移動型効果機器卓(A, B)	1台	各 1,400	
	ダイレクトボックス	1台	430	
	同時通訳セット	1式	2,900	
持ち込み器具電源使用料	1KW	200		
映 写 設 備	16mm映写機セット(スクリーン含む)	大ホール 1式	7,200	
		小ホール 1式	3,600	
	35mmスライド映写機セット(スクリーン含む)	1式	1,800	
	スクリーン	1式	1,400	
レーザーポインター	1本	140		

区分	種類及び品名	単位	1区分の利用料
ホ 照 明 設 備	スポットライト	1.5KW	1台 430
		1KW	1台 290
		500W	1台 140
	パーライト	1台	430
	エリプソイダルスポットライト	1台	360
	IT O	1台	360
	ACライト(4灯-1基)	1基	720
	ミニブルートライト	1台	430
	フットスポットライト	1台	240
	アッパーホリゾントライト	小ホール 1式	430
	ロアーホリゾントライト	大ホール 1式	430
		小ホール 1式	290
	フォロースポットライト	大ホール 3KWクセノン	1台 2,400
		小ホール 500Wクセノン	1台 1,400
	ピンスポットライト	1KWハロゲン	1台 720
		500Wクセノン	1台 600
	シーリングライト	大ホール	1列 2,900
		小ホール	1列 1,200
	コンダクタースポットライト	大ホール	1台 430
	トップスポットライト	小ホール	1台 430
	フットライト	大ホール	1式 1,200
	フットライト(花道用)	大ホール	1式 720
	ブラックライト	1本	430
	マルチストロボ(2灯-1基)	1基	1,400
	オーロラマシン	1台	720
	エフェクトマシン(炎・波)	1台	各 720
	スモークマシン	1台	1,800
	ドライアイスマシン(燃料は除く)	1台	1,800
	エフェクトスポットライト(マシン、先玉、種板付き)	400WHMI	1台 1,400
		1KWハロゲン	1台 960
	ミラーボール	置 型	1台 1,400
		吊り型φ450	1台 1,200
		吊り型φ600	1台 2,200
	トーマンタルタワー	大ホール	1式 1,400
星球	1列	720	
送風機(大)	1台	430	
送風機(小)	1台	140	
ライト用ハイスタンド	1台	290	

ホ 照 明 設 備	基本 A セ ット	大ホール	ポーターライト 4列 サスペンションライト(1KW) 42台 シーリングライト(2KW) 1列 フロントサイドライト 2列 アッパーホリゾントライト 1式	1式	7,200	
		小ホール	音響反射板ライト 1式 シーリングライト 1列 フロントサイドライト 1列	1式	2,200	
		大ホール	ポーターライト 4列 サスペンションライト(1KW) 100台 シーリングライト(2KW) 2列 フロントサイドライト 3列 ロアーホリゾントライト 1式 アッパーホリゾントライト 1式	1式	14,400	
	基本 B セ ット	小ホール	音響反射板ライト 1式 サスペンションライト(1KW) 36台 シーリングライト 1列 フロントサイドライト 1列 ロアーホリゾントライト 1式 アッパーホリゾントライト 1式	1式	5,000	
		基本 C セ ット	大ホール	ポーターライト 4列 サスペンションライト(1KW) 240台 シーリングライト(2KW) 2列 フロントサイドライト 4列 ロアーホリゾントライト 1式 アッパーホリゾントライト 1式	1式	18,000

この料金表は令和元年(2019年)10月1日より適用されます。

附属設備等利用料

(単位:円)

区分	種類及び品名	単位	1区分の利用料	
マルチスペース	舞台セット(平台使用 幕類除く)	1式	3,200	
	照明・音響セット	サスペンションライト(500W)32台	1式	2,900
		ローアホリゾンライト	1式	
		アッパーホリゾンライト	1式	
		移動型ワゴン卓	1台	
		移動型スピーカー	2台	
	マイクフオン	2本		
	地がすり	1枚	220	
	移動型ワゴン卓	1台	720	
	移動型スピーカー	1台	430	
ホリゾンライト(ローア、アッパー)	1式	各 290		
ピンスポットライト	1KWハロゲン	1台	430	
スポットライト	500W	1台	140	
マイクフオン		1本	430	

楽所の器他	グランドピアノ	外国製	1台	11,500
		日本製A	1台	7,200
		日本製B	1台	2,900
	ドラム・シンバルセット	1式	300	
	ギターアンプ・ベースアンプ	1台	各 200	
	キーボード(アンプ付)	1台	200	
	長机	1台	120	
	椅子	1脚	60	
	コントラバス用椅子	1脚	120	
	ホワイトボード	1台	140	
	展示パネル(ギャラリー使用除く)	1枚	140	
	展示台(ギャラリー使用除く)	1台	140	
	茶道具	1式	720	

区分	種類及び品名	単位	1区分の利用料	
練習室	音響設備Aセット	ワゴン卓	1式	600
		オーディオミキサー(4CH)×1 カセットレコーダー×1 CDプレーヤー×1 ギターアンプ×2 ベースアンプ×1 マイクフオン×4 スピーカー×2		
	音響設備Bセット	1式	3,600	
音響設備Cセット	音響設備Aセット	1式	5,800	
	オーディオミキサー(24CH)×1 効果機器ラック カセットレコーダー×2 CDプレーヤー×1 DATレコーダー×1 MDレコーダー×1 マルチエフェクタ×2 マイクフオン×11			
音響設備Cセット	音響設備Bセット	1式	5,800	
	ハードディスクレコーディング装置×1 マルチトラックレコーダー×1			

レセプションホール室	照明・音響セット	スポットライト(500W)	8台	1式	2,900
		スポットライト(300W)	14台		
		ピンスポットライト(1KW)	2台		
		移動型ワゴン卓	1台		
		移動型スピーカー	2台		
	マイクフオン	3本			
	音響セット(会議室)	移動型ワゴン卓	1台	1式	1,400
		移動型スピーカー	2台		
		マイクフオン	6本		
	仮設ステージ	レセプションホール	1式	1,000	
	スポットライト	レセプションホール	1台	140	
	ピンスポットライト	レセプションホール	1台	430	
移動型ワゴン卓		1台	720		
移動型スピーカー		1台	430		
マイクフオン		1本	430		
プロジェクター映写設備(スクリーン含む)		1式	2,200		
35mmスライド映写機(スクリーン含む)		1式	720		
OHP(スクリーン含む)		1式	720		
同時通訳セット	レセプションホール	1式	2,900		

- 備考
- (1) 1区分の利用料とは、午前(午前9時～正午)、午後(午後1時～午後5時)、夜間(午後6時～午後10時)の各時間帯における利用ごとに1区分として算定する。
 - (2) 営利宣伝の目的で利用する場合、又は1,000円を超える入場料を徴収する場合は、附属設備の利用料の合計に10割を乗じて得た額を加算する。
 - (3) 利用時間の延長又は繰上げによる利用料は、1時間(30分未満は切り捨て、30分以上は1時間とみなす。)につき、延長又は繰上げた利用区分の利用料の3割の額とする。ただし、2以上の利用時間帯を継続して利用する場合には、当該時間帯の間の利用料は徴収しない。
 - (4) ピアノの利用料には、調律料は含まない。
 - (5) 持ち込み器具の定格消費電力の合計に1KW未満の端数があるときは、その端数を1KWに切上げて算定する。
 - (6) この表に基づいて算定した利用料の額に100円未満の端数が生じたときは、その端数を切り捨てる。